

別居・離婚後の良好な親子関係が守られる家族法制改正を求める意見書

約3組に1組の夫婦が離婚している現在、厚生労働省の「令和3年我が国の人口動態」によると、未成年の子供がいる夫婦の離婚件数は昭和40年代と比べて倍増しており、令和3年時点では、親が離婚をした未成年の子供の数は約18万人となっている。

そんな中、我が国は民法第819条にて離婚後の子供の親権者を父母のどちらか一方のみと定めている、世界的にも数少ない単独親権制度採用国である。

この制度により離婚後の親権争いを有利に進めるため、配偶者の同意を得ずに子供を連れて別居を始める「子供の連れ去り（実子誘拐）」と称される行為や、配偶者を家に帰らせない「追い出し」と称される行為等により、配偶者と子供を関わらせない「親子引き離し」と称される行為が後を絶たない。

また、一方の親が親権を失うことは法的な親子関係の切り離しであり、「夫婦の別れが親子の別れ」となるばかりか、その祖父母らとの接点まで失われることが多い。

これらは、子どもの権利条約第7条及び第9条に違反するものであり、大きな社会問題となっているばかりか、諸外国から勧告や批判を受け、国際問題にもなっている。

平成24年には民法第766条が改正され、「父又は母と子の面会及びその他の交流」及び「子の監護に要する費用の分担」とともに、「子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」旨が明記された。

しかしながら、厚生労働省の「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、養育費の取決めをしている割合は母子世帯で約46%、父子世帯で約28%、養育費を受けている割合は母子世帯で約28%、父子世帯で約8%、親子交流（旧称面会交流）の取決めをしている割合は母子世帯で約30%、父子世帯は約31%、実施割合は母子世帯で約30%、父子世帯で約48%と、平成23年度全国母子世帯調査結果と比較しても低い水準のままであり、10年以上経過するも養育費、親子交流ともに大きな改善は見られていない。

また、取決めをしない理由においては「相手と関わりたくない」「相手に支払う能力がないと思った」が多く、本来子供のためにあるべき養育費や親子交流が親の感情により制限されてしまっている。

裁判所においても養育費や親子交流、子の引渡しについて、審判が出たにも関わらず不履行の場合、履行させるための手続に時間がかかり、親子交流に至っては代わりにお金で解決するという間接強制となるケース、そもそも履行すらされない場合など、親子の関係より父母の葛藤を優先されてしまう現状も問題である。

近年、女性の社会進出が顕著で要職に就く女性も増えており、イクメンと称される子育てに熱心な男性も増えている中、令和4年10月には男性の育児参加を促進するための制度として「産後パパ育休制度」がスタートする等、今や男女の別に関わらず育児に関わることを必要とされる時代となっている。

婚姻、離婚に関わらず、双方が親として子供の養育に関わり責任を持つことは当然のものであり、子どもの権利条約第18条でもうたわれているものである。

これまで法務省家族法研究会、法制審議会家族法制部会において、家族法制の見直しが長期にわたり行われ、その要綱案が令和6年1月末に取りまとめられた。そして、今国会で家族法改正案の提出が見込まれている。

よって、本市議会は、国に対し、子供が父母の別居・離婚によって不利益を受けることなく、精神的にも経済的にも健全に成長できる法制度を実現するため、次の事項を求める。

1 原則共同親権・共同監護の実現

子供の権利の遵守のため、子供への重大な虐待が認められる場合、父母双方の人格を尊重せず子供の利益を著しく害する場合等（民法第834条、第835条、第837条の要綱を満たす場合等が相当）に該当しない、親子関係に問題のない場合は父母の「共同親権」・「共同監護」を原則とし、前記に該当する場合は例外として単独親権を認めること。

2 親子交流の考慮要素の適正化

現行制度では、親子交流の実施や頻度の考慮要素として父母の関係性を重視し、父母の一方または双方が相手を拒絶すると、父母間を紛争状態とみなす「高葛藤」とされ、親子交流を制限または認めない傾向が強い。

本来、親子交流は子供の心身の健全な成長のためのものであり、子供の意思や利益を尊重するため、その主体は本来、子供であるべきである。

親子交流の考慮要素として、「父母の関係性」ではなく、「親子の関係性」の問題の有無を判断基準として重視すること。

3 裁判所の調停・審判が確実に実施される規律の明文化

調停・審判で定められたものが確実に実施されるよう、裁判所判断に従わない場合には親権停止、喪失を課す等の規律を明文化すること。

4 子供の連れ去り行為の抑止

DVや児童虐待等がないのに正当な理由なく子を連れ去って子供から父母のどちらかを奪う行為は、子どもの権利条約に違反する重大な児童虐待である。

裁判所において、引き離された親子関係に問題がないことを認めた場合は、この環境を直ちに直し、行為者に対しては親権停止、喪失を課す等、後の親権争い等において不利に扱う規律を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣 殿
内閣府特命担当大臣

(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 荻原健司